

独占禁止法基本問題懇談会（第4回）議事概要

平成17年11月22日

1 日時 平成17年11月18日（金）9：30～12：10

2 場所 総理大臣官邸 大会議室

3 出席者

安倍 晋三 内閣官房長官

(懇談会委員)

座長 塩野 宏 東京大学名誉教授

座長代理 金子 晃 慶應義塾大学名誉教授

委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員

神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長

古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長

小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長

佐野 真理子 主婦連合会事務局長

角田 真理子 明治学院大学法学部助教授

西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

根岸 哲 神戸大学大学院法学研究科教授

浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授

増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授

松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授

村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステム
ソリューションズ社法務グループマネージャー

諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問

山本 孝宏 弁護士

(その他) 今井専門調査員(法政大学教授)、岩橋専門調査員(東京大学助教授)、川出専門調査員(東京大学教授)

(事務局) 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、田和次長、寺川参事官等

4 議事次第

(1) 開会

(2) 今井専門調査員からの調査報告

(3) 岩橋専門調査員からの調査報告

(4) 川出専門調査員からの調査報告

(5) 質疑応答・自由討議

(6) 閉会

5 官房長官挨拶・新委員挨拶

官房長官および古賀申明新委員より挨拶があった。

6 調査報告の概要

(1) 今井専門調査員から、イギリスおよびフランスにおける法律違反行為に対する措置について、刑法の基本原則、法人処罰の在り方、競争法違反に対する措置の概要と運用状況、比例原則・二重処罰の禁止に関する考え方等について説明があった(資料1参照)。

(2) 岩橋専門調査員から、米国における法律違反行為に対する措置について、刑事的・非刑事的措置の諸類型およびその相互の関係と限界(比例原則・二重処罰の禁止に関する考え方、適正手続を含む)、競争法・証券取引法分野における措置の概要等について説明があった(資料2参照)。

(3) 川出専門調査員から、ドイツにおける法律違反行為に対する措置について、関連法典、措置の諸類型、秩序違反法に基づく制裁の内容・手続、法人処罰の考え方、比例原則・二重処罰の禁止に関する考え方、競争法分野における措置の概要等について説明があった(資料3参照)。

7 議論・質疑応答の概要

6の説明に対する意見・質疑は、概ね以下の通り。

- ・イギリスでは一般に法人に対する刑事罰が認められているが、なぜ競争法分野では法人に対する刑事罰が認められていないのか。 1998年の競争法では、EUの競争法にならった法整備が行われたところ、EUの競争法には法人に対する刑事罰がなく、これにならったものである。
- ・民事制裁金（Civil Penalty）は、『制裁』の一種と理解してよいか。 日本で言われる『制裁』に当たる概念は米国では『処罰』（Punishment）であるが、民事制裁金は『処罰』の一種である。刑事罰との二重処罰問題を気にして民事制裁金についてはっきりとは『処罰』であるとは言われない時期もあったが、現在では、抑止に重点を置いた『処罰』であると言われている（そう言ったからといって『刑事処罰』ではないので、二重処罰の問題とされるわけではないと考えられている）。
- ・行政制裁金については、売上高全体の10%が上限とされているが、実際に命じられる額は上限額よりもかなり低いのではないかと。 最近では高額な行政制裁金も命じられている。
- ・刑事手続については、あまり相違がないと考えられるが、国毎に相違があると思われる行政処分については、準司法手続に付されることとなっているのか、被疑者の権利はどうなっているのか等といった点について、整理する必要があるのではないかと。
- ・以上の他、各国における競争法の運用状況・実効性等の評価、行政制裁金等の算定方法、EUの競争法の加盟国法への影響、欧州委員会の措置と加盟国の措置との関係、行政当局の調査権限、ドイツにおける刑事罰と過料の調整の運用、行政制裁金等における故意・過失要件の内容等について質問があったが、今後補充することとされた。
- ・また、上記の質疑等を踏まえ、座長から、事務局において主要国の制度を横断的に整理するよう要請があった。

8 今後の予定

第5回会合(11/29)では、チェーンストア協会、岸井大太郎 法政大学教授、伊従寛 弁護士から、ヒアリングを行うとともに、公正取引委員会から、日本と海外主要国の競争法について説明を聴取することとした。

また、第6回会合(12/15)では、公正取引委員会からヒアリングをしたうえで、これまでの会合等を踏まえたフリーディスカッションを行うこととした。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)